

長 第 07120001 号

平成30年7月12日

各対象事業者 様

和歌山県長寿社会課介護サービス指導室長

(公印省略)

介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業（社会保険労務士の派遣）のご案内

平素は、県福祉行政に格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では介護職員処遇改善加算の取得を促進するため、本県所管の介護職員処遇改善加算Ⅰ未取得事業所を運営する事業者を対象に、社会保険労務士による無料巡回相談を下記のとおり行いますのでご案内します。

平成30年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算Ⅳ及びⅤにつきましては、一定の経過措置期間経過後、廃止することとされておりますので、現在当該加算を取得している事業者につきましては、本事業をご活用して頂くとともに、その他の事業者におかれましても、上位の加算区分又は新規に加算を取得することにより、貴事業所で勤務する介護職員の賃金改善を図っていただきますようこの機会に本事業をご活用願います。

記

- 1 対象事業者 本県所管の介護職員処遇改善加算Ⅰ未取得事業所を運営する事業者
- 2 申込方法 別添「介護職員処遇改善加算巡回相談（社会保険労務士派遣）申込書」に必要事項を記載し、和歌山県社会保険労務士会事務局へFAXにて送付して下さい。
和歌山県社会保険労務士会事務局 TEL:073-425-6584 FAX :073-431-3829
- 3 受付期間 平成30年7月20日（金）から平成31年1月31日（木）まで
※ただし、介護職員処遇改善加算未取得事業者及び介護職員処遇改善加算Ⅳ又はⅤ取得事業者に優先的に活用して頂くため、**介護職員処遇改善加算Ⅱ又はⅢ取得事業者につきましては、受付開始日を平成30年9月3日（月）からとします**ので御了承願います。
- 4 派遣期間 平成31年2月28日（木）まで
- 5 派遣先 和歌山県内に所在する事業者又は事業所
- 6 相談時間 1事業者への巡回相談は、原則3回を限度とし、一度の巡回相談における時間は2時間までとします。
- 7 相談内容 別添「介護職員処遇改善加算巡回相談（社会保険労務士派遣）申込書」に記載している「相談を希望する内容」のとおり

【裏面に続きます。】

8 留意事項

- (1) 本事業の実施予定回数を超えた場合、申込みをして頂いても派遣できない場合があります。
- (2) 派遣先の決定にあたっては、介護職員処遇改善加算未取得事業者及び介護職員処遇改善加算Ⅳ又はⅤ取得事業者を優先します。
また、昨年度実施した介護職員処遇改善加算の取得促進特別支援事業により、社会保険労務士の派遣を受けた事業者につきましては、他の事業者を優先しますので御了承下さい。
- (3) 本事業の申込書については、きのくに介護 de ネットに掲載しています。
<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kai-godenet/index.html>

事務担当 長寿社会課介護サービス指導室 上野 電 話 : 073-441-2527 (直通)
--